告示

○総務省告示第百七十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月二十五日

総務大臣　新藤　義孝

一　名　　称　平成二十六年度豪州における豪陸軍主催射撃競技会参加部隊

二　国外派遣期間　平成二十六年四月二十五日から平成二十六年五月二十日まで

三　派遣人数（概数）　三十人程度

四　派遣地域　オーストラリア連邦ビクトリア州

○総務省告示第百七十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月二十五日

総務大臣　新藤　義孝

一　名　　称　平成二十六年度豪州における日米豪共同訓練部隊

二　国外派遣期間　平成二十六年五月十七日から平成二十六年五月二十八日まで

三　派遣人数（概数）　三十人程度

四　派遣地域　オーストラリア連邦ビクトリア州

○政治資金適正化委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十六年四月二十五日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	抹消年月日	抹消事由
一四三	中山　英男	二六、四、八	本人からの申請
五八九	本田　浩子	二六、四、八	本人からの申請
五九四	脇　俊彦	二六、四、八	本人からの申請
七九〇	来栖　克弘	二六、四、八	本人からの申請
一〇三五	篠﨑　康裕	二六、四、八	本人からの申請
一〇四五	南淵　聡	二六、四、八	本人からの申請
一一五八	落合　栄	二六、四、八	本人からの申請
二〇三四	村越　悦治	二六、一、二六	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
二九七七	安田　正彦	二五、七、二	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
三二二二	中尾　昭	二六、一、二五	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
三三二九	榊原　義昭	二六、四、八	本人からの申請
三四〇三	髙柳　芳之	二六、三、一三	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号
三九九五	上　晴夫	二五、五、三一	政治資金規正法第十九条の二十三第一項第一号

○政治資金適正化委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十六年四月二十五日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	登録年月日	登録事由
四六一七	二六、三、一四	山田　清誉	新規
四六一八	二六、三、一四	月方　智彦	新規

○政治資金適正化委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十六年四月二十五日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	登録年月日	登録事由
四六一九	二六、三、二〇	平賀　優男	新規
四六二〇	二六、三、二〇	森下　和彦	新規
四六二一	二六、三、二〇	田牧　大祐	新規
四六二二	二六、三、二〇	髙橋　克徳	新規

○政治資金適正化委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十六年四月二十五日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏　名	登録事由
四六二三	二六、四、四	田中　道男	新規
四六二四	二六、四、四	矢作　知香	新規

○政治資金適正化委員会告示第二十一号

政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）第十四条の七第一項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、次のとおり公告する。

平成二十六年四月二十五日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏　名	登録政治資金監査人証票の番号	亡失年月日
二五三九	楡井　宏志	四九五一	二六、四、七

○法務省告示第百九十五号

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件（平成二十三年法務省告示第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月二十五日

法務大臣　谷垣　禎一

第一中「平成二十年度、平成二十一年度又は平成二十二年度」を「平成二十年度から平成二十三年度まで」に、「若しくは平成二十四年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十四年度看護師試験」という。）若しくは平成二十五年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十五年度看護師試験」という。）」を「、平成二十四年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十四年度看護師試験」という。）若しくは平成二十五年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十五年度看護師試験」という。）」に、「若しくは平成二十六年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十六年度看護師試験」という。）若しくは平成二十六年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十六年度看護師試験」という。）」を「、平成二十五年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十五年度看護師試験」という。）若しくは平成二十六年度に実施される看護師国家試験（以下「平成二十六年度看護師試験」という。）」に改める。

第二の一中「又は一の四に掲げる平成二十二年度入国特例インドネシア人看護師候補者」を「、一の四に掲げる平成二十二年度入国特例インドネシア人看護師候補者又は一の五に掲げる平成二十三年度入国特例インドネシア人看護師候補者」に改め、一の四の次に次のように加える。

一の五　平成二十三年度入国特例インドネシア人看護師候補者　平成二十三年度に本邦に入国したインドネシア人看護師候補者のうち、協定附属書十第六節1の規定に基づき滞在が許可される期間内に看護師国家試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十六年度看護師試験を受験し、看護師の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

第二の二中「又は二の三に掲げる平成二十一年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者」を「、二の三に掲げる平成二十一年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者又は二の四に掲げる平成二十二年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者」に改め、二の三の次に次のように加える。

二の四　平成二十二年度入国特例インドネシア人介護福祉士候補者　平成二十二年度に本邦に入国したインドネシア人介護福祉士候補者のうち、協定附属書十第六節2の規定に基づき滞在が許可される期間内に介護福祉士国家試験を受験した者であって、当該期間を超えて本邦に滞在しながら平成二十六年度介護福祉士試験を受験し、介護福祉士の資格の取得を目指すことを目的に、この告示による特例として在留資格の変更を受けたものをいう。

第三の一中「同告示第二の一の1の⑵及び⑶」を「同告示第二の一の1の⑵、⑶及び⑷」に改め、「同告示第二の二の1の⑵」の下に「及び⑶」を加える。

第四の五中5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4　平成二十三年度入国特例インドネシア人看護師候補者　平成二十七年一月一日